

始良市農業委員会総会議事録（令和3年11月）

1. 開催日時 令和3年11月30日（火） 午後1時～午後3時まで
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

農業委員 出席委員（18人）

1番	小長野 誠	11番	堂前 澄男
2番	坂元 廣幸	12番	西 泰行
3番	本村 正一	13番	川島 兼次
4番	福森 徳昭	14番	内甕 達也
5番	牧野田 隆平	15番	平 富士夫
6番	杉尾 敏憲	16番	岩元 律子
7番	市蘭 由美子	17番	松元 信道
8番	白尾 親昭	18番	夏田 恒
9番	今村 逸子	19番	米迫 慎二
10番	野元 幸雄		

欠席委員 4番農業委員

農地利用最適化推進委員 出席委員（12人）

1番	内村 幸雄	7番	松永 政文
2番	宇都 和義	8番	松元 健一
3番	扇菌 弘行	9番	池端 隆志
4番	柚木 利雄	10番	新屋敷 幸一
5番	大重 孝司	11番	中村 政芳
6番	上福元 克己	12番	柳迫 勝美

欠席委員

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
4. 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第 3号 農地転用事業計画変更申請について
6. 議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
7. 議案第 5号 農地の利用目的変更願について
8. 議案第 6号 非農地証明願について
9. 議案第 7号 農地あっせん申出(貸付 希望)について

10. 概案第 8 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見
決定について
11. 農地あっせんの経過報告
12. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
13. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長
農地係長
農地係主査
農地係主事
振興係長
振興係主任主査
農政課課長補佐兼加治木農林水産係長

	<h2>始良市農業委員会総会議事録（令和3年11月）</h2> <p>（大会議室に農業委員着席）</p>
事務局長	<p>姿勢を正してください。</p> <p>一同礼。</p> <p>〔1. 総会の通告〕</p>
議 長	<p>ただいまから、令和3年度 第8回 始良市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>ただいまの出席農業委員は<u>19名中、18名</u>で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>なお、本日は、4番農業委員が欠席であります。</p> <p style="text-align: center;">————— 会務報告 —————</p>
議 長	<p>それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>資料により説明。</p> <p style="text-align: center;">————— 議事録署名委員の指名 —————</p>
議 長	<p>議事日程に入ります。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>『異議なし』</p>
議 長	<p>それでは、7番農業委員、8番農業委員にお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">————— 会議書記の指名 —————</p>
議 長	<p>つぎに、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の〇〇振興係長と〇〇農地係長を指名いたします。</p> <p>これからの議案の審議では、農業委員会法第31条の規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができなくなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。関係議案、終了後に入室・着席していただき</p>

	<p>ます。</p> <p>なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">————— 議案第 1 号 —————</p> <p>次に、日程第 3 議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてを議題に供します。</p> <p>1 番から 5 番までについて、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明いたします。総会資料は、1 ページ目でございます。こちらは、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地の利用権の設定です。農業委員会で審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。</p> <p>公告日は 11 月 30 日、契約の始期は 12 月 1 日をそれぞれ予定しております。</p> <p>契約年数につきましては、3 年間で 3 件、5 年間で 1 件、10 年間で 1 件で、合計 5 件となっております。面積につきましては、合計 9,925㎡となっております。</p> <p>農用地利用集積計画（貸借）の内容につきましては、総会資料の 2 ページでございますので、ご確認いただきたいと思います。</p> <p>以上、第 1 号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>それでは、1 番から 5 番までについて、一括して質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局からの説明について、質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[質問、意見なし]</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第 1 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての 1 番から 5 番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第 1 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、1 番から 5 番までについては、原案のとおり決定いたしました。</p>

<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">議案第 2 号</p> <p>次に、日程第 4 議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。</p> <p>1 番から 6 番までについて説明をお願いします。</p> <p>まずは、1 番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第 2 号 農地法 3 条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。総会資料は、3 ページから 4 ページでございます。今月の申請件数は、6 件となっております。</p> <p>先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告書の 1 ページから 6 ページに調査書がございますので、ご審議の参考としてください。</p> <p>それでは、1 番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 平松の特定非営利活動法人〇〇 理事 〇〇。譲渡人 平松在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在ですが、平松字飛山〇〇番〇 畑、1 筆の 4 3 0 m²となります。譲受人は、社会福祉事業を行うことを目的として、営利を目的としない法人で、業務に必要な法人で、業務に必要なリハビリテーション農業を取得するもので、農地法第 3 条第 2 項の例外要件に該当する法人と認められます。その例外要件につきましては、別紙 A 4 の資料で説明します。こちらにつきましては、農地法第 3 条の農地所有適格法人（農地法第 2 条第 3 項）及び農協等（農地法第 3 条第 2 項）以外の法人の許可要件で、教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人、その他の営利を目的としない（日本赤十字等）が、教育実習農場、リハビリテーション農業等その他の業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合は、農地を取得できることとなります。また、農地を取得後その法人のすべての農地について、耕作の事業を行う効率利用要件が認められる場合は、農業生産法人要件（第 2 項第 2 号）、農作業常時従事要件（第 2 項第 4 号）、下限面積要件（第 2 項第 5 号）は除かれることとなっております。こちらは、議案第 6 号の 3 番と関連があります。</p> <p>以上で、1 番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明の 1 番に関連して、9 番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。9 番推進委員です。調査報告をいたします。</p> <p>令和 3 年 1 1 月 1 9 日、譲受人先の事務所を訪問して、理事から聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は、施設のすぐ近くにあります。現在は、雑草が生えていますが、今後は草払いをして、耕耘してから、施設職員と施設利用者で農作業したいとのことです。機械等</p>

議 長	<p>は、耕運機を今後購入するとのことで、来月届く予定です。 よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われるので、許可相当と思われます。 以上、1番の報告を終わります。</p> <p>次の、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、2番についてご説明申し上げます。 譲受人 加治木町木田在住の〇〇。譲渡人 加治木町仮屋町在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町木田字大坂元〇〇番 田、1筆の427㎡となります。 以上で、2番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の2番に関連して、3番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。3番推進委員です。調査報告をいたします。 令和3年11月19日、譲受人宅を訪問して、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は、この申請地を現在も耕作していたこともあり、売買することになったとのこと。また、農地もよく管理されていました。機械等は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、防除機1台、運搬車1台あり、問題ありません。労働力は、本人のみとのこと。 よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われるので、許可相当と思われます。 以上で、2番の報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、3番についてご説明申し上げます。 譲受人 蒲生町米丸在住の〇〇。譲渡人 蒲生町下久徳在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町下久徳字前田〇〇番 畑、1筆の428㎡となります。 以上で、3番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の3番に関連して、8番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。8番推進委員です。調査報告をいたします。 令和3年11月18日、譲受人宅を訪問して、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は、蒲生高校から西に、約300mの位置で、9月総会で協議していただいた農地の隣接地であります。この隣接地に進入路がなかったため、譲受人が申請地を譲り受けることになっ</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>たとのことです。機械等は、友人からリースするとのことです。労働力は、長男夫婦2名もおり、問題ありません。</p> <p>よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われるので、許可相当と思われます。</p> <p>付け加えますが、申請地の管理が悪かったため、注意したところ、翌日に雑草除去、搬出、耕耘がなされておりました。</p> <p>以上で、3番の報告を終わります。</p> <p>次の、4番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、4番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 西餅田在住の〇〇。譲渡人 鹿屋市在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、中津野字テイコ〇〇番〇 田、字テイコ〇〇番 田、字宮下川原〇〇番 田、3筆の合計面積が2, 222㎡となります。</p> <p>以上で、4番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明の4番に関連して、12番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。12番推進委員です。調査報告をいたします。</p> <p>令和3年11月20日、譲受人と現地で会い、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。今回は、おじさんから甥への贈与による所有権移転であります。譲受人は、まだ若く農業にも関心をもっており、頼もしい人材であります。機械等は、トラクター1台を所有して、田植機1台、稲刈機1台は、今後購入予定とのことです。労働力は、本人のみであります。</p> <p>よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われるので、許可相当と思われます。</p> <p>以上で、4番の報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p>	<p>次の、5番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、5番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 平松在住の〇〇。譲渡人 同じく平松在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、平松字湯尻〇〇番〇 田、字湯尻〇〇番〇 田、2筆の合計面積が597㎡となります。なお、経営面積が0㎡となっておりますが、議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の2番と3番で決定となっている面積を合計すると、2,376㎡となります。</p> <p>以上で、5番の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明の5番に関連して、9番推進委員に調査の結果並びに</p>

	<p>補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい。9番推進委員です。調査報告をいたします。</p> <p>令和3年11月18日、譲受人宅を訪問して、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。今回は、申請地を兄が高齢で耕作できないため、弟に贈与する所有権移転であります。申請地には、野菜が栽培されておりました。機械等は、耕運機2台、管理機1台、軽トラック1台あり、自宅の車庫に保管してありました。労働力は、妻も手伝うため、問題ありません。</p> <p>よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われるので、許可相当と思われます。</p> <p>以上で、5番の報告を終わります。</p>
議長	<p>次の、6番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、6番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 西始良在住の〇〇。譲渡人 東京都八王子市在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町木田字津トリ〇〇番〇 田の一部、2, 500㎡のうち2, 000㎡となります。申請地は、樹園地にしたいとのことです。こちらは、議案第4号の14番と議案第5号の1番と関連があります。</p> <p>以上で、6番の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明の6番に関連して、3番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい。3番推進委員です。調査報告をいたします。</p> <p>令和3年11月19日、譲受人宅を訪問して、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は、申請地に果樹を植えて、管理したいとのことでした。申請地は、自宅の隣接地となります。機械等は、トラクター1台、軽トラック1台をリースするとのことです。労働力は、妻もおおり、問題ありません。</p> <p>よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われるので、許可相当と思われます。</p> <p>以上で、6番の報告を終わります。</p>
議長	<p>これより、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から6番までについて一括して質疑に入ります。</p> <p>質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>[質疑・意見なし]</p>
議長	<p>それでは、お諮りいたします。</p>

委員	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から6番までについては、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。</p>
議長	<p>[賛成多数]</p> <p>賛成多数により、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から6番までについては、原案のとおり決定いたしました。</p>
	<p>————— 議案第3号 —————</p>
議長	<p>次に、日程第5 議案第3号、農地転用事業計画変更申請についてを議題に供します。</p> <p>1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは 議案第3号 農地転用事業計画変更申請について、ご説明します。総会資料は、5ページです。今月の件数につきましては、1件です。</p> <p>それでは1番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>申請人は、変更前が蒲生町上久徳在住の〇〇、変更後が同じく蒲生町上久徳在住の〇〇。土地の所在が、蒲生町上久徳字木佐木原〇〇番〇田、1筆の面積が144㎡です。当初の転用目的は、事務所で、平成25年12月20日に5条許可がなされています。土地購入後に道路拡張により、土地の形状、面積減により、事業実施が困難となりました。変更後の目的は駐車場で、理由としましては、大型バスの駐車場として利用したいとのごことでございます。こちらは、議案第4号の1番と関連があります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明の1番に関連して、7番推進委員に、議案第4号、農地法第5条の規定による処分決定についての1番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい。7番推進委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、川東いきいき交流センターから、西に約40mの位置です。被害防除現況としまして、東が県道、西が宅地、南が県道、北も県道です。申請実現の確実性としまして、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現</p>

<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、終わります。</p> <p>これより、議案第3号 農地転用事業計画変更申請の1番について、 質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑・意見なし」</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>それでは、お諮りいたします。 議案第3号、農地転用事業計画変更申請の1番について、原案のとおり 意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>〔賛成多数〕</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数により、議案第3号 農地転用事業計画変更申請の1番につ いて、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。</p>
<p>————— 議案第4号 —————</p>	
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、日程第6 議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の 処分決定についてを議題に供します。 1番から19番までについて説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決 定についてご説明いたします。総会資料は、6ページから10ページで ございます。今月の申請件数につきましては、19件となっております。 それでは、1番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 蒲生町上久徳在住の〇〇。譲渡人 同じく蒲生町上久徳在住 の〇〇です。土地の所在が、蒲生町上久徳字木佐木原〇〇番〇 田、1 筆の面積が144㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行 もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分 は第2種農地と判断されます。転用目的は、駐車場で、理由につきまし ては、大型バスの駐車場として利用したいとのごことでございます。こち らは、自己資金で対応し、改良区のほうは、除外済のため不要となっ ております。また、被害防除計画書が添付されております。こちらは、議 案第3号の1番と関連があります。 以上で、1番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>本案件につきましては、議案第3号の1番で、7番推進委員から報告 済でありますので補足説明につきましては、省略いたします。 次の、2番について事務局の説明を求めます。</p>

<p>事務局</p>	<p>続きまして、2番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 霧島市の〇〇株式会社 代表取締役 〇〇。譲渡人 鹿児島市在住の〇〇他1名です。土地の所在は、加治木町反土字田中〇〇番〇田、字田中〇〇番〇田、字田中〇〇番〇田、字池袋〇〇番〇田、字池袋〇〇番田、5筆の合計面積が1,236㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、宅地造成・通路で、理由としましては、宅地造成(4区画)を建築し、自社の経営安定を図りたいとのございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。こちらについては、隣接地〇〇番〇(雑種地)64㎡と一体利用で、全事業面積が、1,300㎡となります。 以上で、説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、11番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>はい。11番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、棕鳩十記念館から、北に約70mの位置です。被害防除現況としまして、東が宅地、西が畑と宅地、南が宅地と雑種地、北が宅地です。申請実現の確実性といたしましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にございません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>次の、3番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、3番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 鹿児島市在住の〇〇。譲渡人 加治木町木田在住の〇〇です。土地の所在が、加治木町木田字九反畑〇〇番〇畑、字九反畑〇〇番〇畑、2筆の合計面積が278㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅1棟67.30㎡で、理由としましては、現在借家住まいのため、自己住宅を建築したいとのございます。こちらは、融資で対応し、土地改良区からの意見書が添付されております。また、被害防除計画書も添付されております。 以上で、説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、3番推進委員に調査の結果並びに補足説</p>

	明をお願いします。
委員	<p>はい。3番推進委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、県立加治木養護学校から、東に約130mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西も宅地、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議長	次の、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは、4番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>借人 平松の有限会社〇〇 代表取締役 〇〇。貸人 大山在住の〇〇です。土地の所在が、大山字大山〇〇番〇 田、1筆の面積が619㎡です。申請地につきましては、農用地区域内農地です。転用目的は、現場事務所で、理由としましては、県工事を施工するため、現場事務所を設置したいとのございます。資金については、自己資金で対応し、改良区のほうは、一時転用のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。こちらは、農用地区域内農地ということで、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件となります。なお、こちらは一時転用で、令和4年4月30日までとなっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	ただいまの説明に関連して、11番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	<p>はい。11番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、農用地区域内農地であるが、一時転用に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、農業集落排水処理場から、東に約20mの位置です。被害防除の現況は、東が水路、西も水路、南が田、北も田です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、一時転用期間終了までに、農地に復元することとなっております。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議長	次の、5番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、5番につきまして、ご説明いたします。

	<p>譲受人 霧島市の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇。譲渡人 大阪府富田林市在住の〇〇です。土地の所在は、平松字宮島〇〇番〇 畑、1筆の面積が640㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、宅地造成で、理由としましては、当地を宅地造成（2区画）の計画に至ったということでございます。資金については、自己資金で、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、8番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。8番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、尾田内科胃腸科から、南に約120mの位置にございます。被害防除ですが、東が宅地、西も宅地、南が市道、北が私道と市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。 以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、6番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、6番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 西餅田在住の〇〇。譲渡人 寺師在住の〇〇です。土地の所在が、寺師字松葉〇〇番〇 田、字松葉〇〇番 畑、2筆の合計面積が1,357㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は、資材置場で、理由としましては、道具等が増えて資材置場用地が必要なためということでございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。 以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、11番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。11番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置ですが、寺師公民館から、北東に約190mの位置です。被害防除現況としましては、東が畑、西が田、南が山林、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見でございます。</p> <p>1件報告をいたします。譲受人が、申請地のすぐ近くの田を畑にした現場、7月の現地研修において委員全員で、確認したところではありますが、その際置かれていた資材等は撤去され、黒土が入れてあり、畑として耕作を進めていることを確認しましたので、報告いたします。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p> <p>次の、7番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、7番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 西餅田の合同会社〇〇 代表社員 〇〇。譲渡人 鹿児島市の〇〇です。土地の所在が、西餅田字彌五郎〇〇番〇 田、1筆の面積が380㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅（社宅） 1棟 86.12㎡で、理由としましては、申請地を取得して、一般住宅（社宅）に利用することとさせていただきます。こちらは、自己資金で対応し、水利組合からの意見書があります。また、被害防除計画書も添付されております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、9番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。9番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、始良高等技術専門学校から、南に約10mの位置です。被害防除現況といたしまして、東が市道、西が宅地、南も宅地、北が市道です。申請実現の確実性といたしまして、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、8番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、8番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 平松在住の〇〇。譲渡人 東京都立川市在住の〇〇です。土地の所在が、平松字西中原〇〇番 畑、1筆の面積が473㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種低層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅 1棟 101.84㎡で、理由としましては、現在借</p>

<p>議 長</p>	<p>家住まいで手狭なため、自己の住宅を建築するためということでございます。資金のほうは、自己資金と融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。すみませんが、参考資料の31ページをお開きください。現地調査の際に、道路に面している申請地から、土などがこぼれていたため申請人に確認したところ、道路に面している5mをコンクリート舗装することになり、函面を提出してもらっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、8番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。8番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、県立始良病院から、西に約70mの位置です。被害防除現況といたしまして、東が宅地、西が市道、南が宅地、北も宅地です。申請実現の確実性といったしまして、自己資金証明と融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の、9番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、9番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 鹿児島市の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇。譲渡人 加治木町錦江町在住の〇〇です。土地の所在が、東餅田字中渡口〇〇番〇田、1筆の面積が696㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、準工業地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、駐車場・月極駐車場で、理由のほうにつきましては、自社の駐車場と月極駐車場として利用したいとのことでございます。資金につきましては、自己資金で、土地改良区からの意見書が添付されております。また、被害防除計画書も添付されております。こちらにつきましては、申請地と始良市の市道との境界をはっきりすることと、側溝に土砂流失しないように条件をつけることにしております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、9番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。9番推進委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、十日町公民館から、南東に約350mの位置です。被害防除現況ですが、</p>

<p>議 長</p>	<p>東が宅地、西も宅地、南が市道、北が田です。申請実現の確実性は、自己資金証明があり、確実であります。条件及び特記事項は、道路への土砂流失対策をすることとなっております。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>事務局</p>	<p>次の、10番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、10番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 東餅田在住の〇〇。譲渡人 滋賀県守山市在住の〇〇です。土地の所在は、蒲生町下久徳字桑水流〇〇番〇 畑、1筆の面積が115㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は、貸通路で、理由につきましては、貸資材置場の通路に適していると判断したためとのございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。こちらにつきましては、令和3年2月5日に、貸資材置場として許可をもらっている隣接地〇〇番（転用許可地）1,650㎡と一体利用で、全事業面積が1,765㎡となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、7番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。7番推進委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、県立蒲生高校から、西に約130mの位置です。被害防除現況ですが、東が里道、西が宅地、南が転用許可地、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の、11番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、11番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 加治木町木田在住の〇〇。譲渡人 大阪府大阪狭山市在住の〇〇です。土地の所在は、加治木町小山田字猪目田〇〇番〇 地目は山林で現況が畑、1筆の面積が199㎡です。農地法では、現況主義となっておりますので、申請地の現況が畑ということで、5条申請をしても</p>

	<p>らっております。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がりには10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅 1棟 77.84㎡で、理由につきましては、借家住まいのため、自己住宅を建築したいとのごとでございます。こちらは、融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となります。また、被害防除計画書が添付されております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、2番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。2番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置ですが、陶夢ランドから、北に約180mの位置です。被害防除現況ですが、東が宅地、西が市道、南も市道、北が宅地です。申請実現の確実性ですが、融資証明もあり、確実です。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、12番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、12番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 西餅田在住の〇〇。譲渡人 鹿児島市在住の〇〇です。土地の所在が、平松字差柳〇〇番〇 畑、1筆の面積が317㎡となっております。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅 1棟 108.06㎡で、理由につきましては、借家に居住しているため、自己住宅を建築したいとのごとでございます。こちらは、融資で対応し、水利組合からの意見書が添付されております。また、被害防除計画書も添付されております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、9番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。9番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、県立始良病院から、東に約60mの位置です。被害防除現況ですが、東が市道、西が雑種地、南が転用許可地、北が雑種地です。申請実現の確実性ですが、融資証明もあり、確実です。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査</p>

議 長	<p>の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。</p> <p>次の、13番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、13番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 増田在住の〇〇。譲渡人 東京都八王子市在住の〇〇です。 土地の所在が、西餅田字室前〇〇番〇 田、1筆の面積が420㎡とな っております。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一 種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判 断されます。転用目的は、一般住宅 1棟 114.10㎡で、理由に つきましては、借家住まいのため、自己住宅を建築したいということ でございます。資金については、融資で、水利組合からの意見書が添付さ れております。また、被害防除計画書も添付されております。 以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、9番農業委員に調査の結果並びに補足説 明をお願いします。</p>
委員	<p>はい。9番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、五社 神社から、西に約30mの位置です。被害防除現況は、東が宅地、西も 宅地、南が転用許可地、北が宅地です。申請実現の確実性は、融資証明 もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見 として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地 調査委員としましては、許可の意見であります。 以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、14番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、14番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 西始良在住の〇〇他1名。譲渡人 東京都八王子市在住の 〇〇です。土地の所在が、加治木町木田字津トリ〇〇番〇 田の一部、 2,500㎡のうち499㎡となっております。申請地につきましては、 都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、 農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅 1棟 51.30㎡で、理由につきましては、借家住まいのため、自己家屋を 建築し、生活の基盤としたいということでございます。資金については、 融資で、土地改良区からの意見書が添付されております。また、被害防 除計画書も添付されております。こちらは、議案第2号の6番と議案第 5号の1番と関連があります。 以上で、説明を終わります。</p>

議 長	<p>ただいまの説明に関連して、3番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。3番推進委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、上木田公民館から、北西に約130mの位置です。被害防除現況は、東が田、西も田、南も田、北は田と里道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、隣接農地への進入路及び用水確保をすることとなっております。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります</p>
議 長	<p>次の、15番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、15番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 鹿児島市在住の〇〇他1名。譲渡人 東餅田在住の〇〇です。土地の所在が、東餅田字西谷村〇〇番〇 畑、1筆の面積が203㎡となっております。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅 1棟 57.96㎡で、理由につきましては、借家住まいのため、自宅を建築し永住したいということでございます。資金については、融資で、改良区のほうは、除外済のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、10番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。10番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、帖佐駅から、南東に約110mの位置です。被害防除現況は、東が宅地、西が市道、南が水路、北が私道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、16番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、16番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 西餅田在住の〇〇。譲渡人 船津在住の〇〇です。土地の所在が、船津字馬場迫〇〇番〇 田の一部、1,019㎡のうち223㎡</p>

<p>議 長</p>	<p>です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がりには10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は、資材置場で、理由につきましては、建設業を営んでおり、事業拡張のため、資材置場として利用したいということでございます。資金については、自己資金で、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、始末書と被害防除計画書が添付されております。こちらにつきましては、隣接地〇〇番〇（転用許可地）774㎡と一体利用で、全事業面積が997㎡となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、10番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。10番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、船津公民館から、南東に約270mの位置です。被害防除現況は、東が転用許可地、西が市道、南が転用許可地、北が畑です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の、17番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、17番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 東餅田在住の〇〇。譲渡人 加治木町木田在住の〇〇です。土地の所在が、東餅田字塩入〇〇番〇 田、1筆の面積が262㎡となっております。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、事務所・倉庫・資材置場で、理由につきましては、水道設備工事業を営んでおり、事業拡張のため、事務所・倉庫・資材置場として利用したいということでございます。資金については、自己資金で、改良区のほうは、除外済のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、10番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。10番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、塩入団地から、南西に約110mの位置です。被害防除現況は、東が宅地、</p>

<p>議 長</p>	<p>西も宅地、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>事務局</p>	<p>次の、18番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、18番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 鹿児島市の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇。譲渡人 鹿児島市在住の〇〇です。土地の所在が、平松字八反房〇〇番〇 畑、1筆の面積が307㎡となっております。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第二種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、建売住宅 1棟 64.59㎡で、理由につきましては、申請地周辺は宅地化が進み、需要が見込まれることから建売住宅（1棟）を建築するということでございます。資金については、自己資金で、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、9番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。9番推進委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、よしだ内科クリニックから、南に約40mの位置です。被害防除現況は、東が畑、西が宅地、南が市道、北が畑です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の、19番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、19番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>借人 東餅田の〇〇株式会社 代表取締役 〇〇。貸人 鹿児島市在住の〇〇です。土地の所在が、上名字餅田〇〇番〇 田、1筆の面積が752㎡となっております。申請地につきましては、農用地区域内農地です。転用目的は、現場事務所・資材置場で、理由につきましては、林地荒廃防止事業（餅田）の現場事務所・資材置場使用のためということでございます。資金については、自己資金で、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。こちらは、一時転用で令和4年5月31日までとなっております。</p>

議 長	<p>こちらにつきましては、農用地区域内農地ということで、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件となります。なお、議案第6号の2番と関連があります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、11番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。11番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、農用地区域内農地であるが、一時転用に該当するため問題ありません。申請地の位置は、黒瀬南北公民館から、北東に約450mの位置です。被害防除現況は、東がため池、西が田、南が農道、北が原野です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、一時転用期間終了までに、農地に復元することとなっております。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可の意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>調査員の皆さん、ご苦労様でした。</p> <p>これより、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、1番から19番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[挙 手]</p>
議 長	<p>8番農業委員。</p>
委 員	<p>はい。8番農業委員です。</p> <p>事務局に確認です。14番ですが、2,500㎡のうち499㎡を一般住宅となっております。議案第5号の農地の利用目的変更願では、2,500㎡のうち2,000㎡を田から畑となっておりますが、この1㎡違う理由は特に何かあるのですか。</p>
事務局	<p>お答えします。登記簿上は、2,500㎡となっておりますが、測量して分筆をしたところ、ずれが生じて1㎡少なくなっております。分筆測量図では、農地部分が2,000.83㎡、一般住宅部分が499.87㎡となっております。小数点以下は、切り捨てとなっておりますので、1㎡合わないこととなっております。</p>
議 長	<p>8番農業委員。よろしいですか。</p>
委 員	<p>了解しましたが、そういうものは、事前に説明してください。これは、</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>お願いです。</p> <p>事務局。よろしいですか。</p> <p>承知しました。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ほかに質疑はありませんか。</p> <p>[質疑・意見なし]</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から19番までについて、原案のとおり意見決定及び許可決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>[賛成多数]</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数により、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から19番までについて、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。</p> <p>なお、4番と19番につきましては、県農業会議ネットワーク機構の決議に該当しますので、意見聴取いたします。</p>
<p>————— 議案第5号 —————</p>	
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、日程第7 議案第5号、農地の利用目的変更願についてを議題に供します。</p> <p>まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第5号 農地の利用目的変更願について、ご説明いたします。総会資料は、11ページです。今月の申請につきましては、1件となっております。参考資料につきましては、78ページから80ページになりますので、審議の参考としてください。</p> <p>それでは、1番を説明いたします。申請人は西始良在住の〇〇、所有者は東京都八王子市在住の〇〇でございます。土地の所在は、加治木町木田字津トリ〇〇番〇 田の一部、2,500㎡のうち2,000㎡です。申請地につきましては、第3種農地です。変更後の使用目的は、畑で、理由としましては、田を耕作する技術がないため、畑として利用したいとのごとでございます。また、被害防除計画の添付があります。こちらは、議案第2号の6番と議案第4号の14番と関連があります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>

議 長	<p>ただいまの説明の1番に関連して、3番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。3番推進委員です。報告いたします。 農地区分は、第3種農地です。申請地の位置ですが、上木田自治公民館から、北西に約130mの位置です。周囲の現況ですが、東が宅地と里道と田、西が原野と河川、南が田、北が原野と宅地です。申請実現の確実性は、ミカン、モモを植えつけ予定のため、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見といたしまして、現地調査員としては、承認意見です。 以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>それでは、議案第5号 農地の利用目的変更願についての、1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[質疑・意見なし]</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。 議案第5号 農地の利用目的変更願についての1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第5号 農地の利用目的変更願についての、1番について、原案のとおり承認することに決定いたしました。 ここで、しばらく休憩いたします。 (休 憩)</p>
<p>————— 議案第6号 —————</p>	
議 長	<p>休憩まえに引き続き、会議を再開いたします。 日程第8 議案第6号、非農地証明願についてを議題に供します。 1番から4番までについて説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第6号 非農地証明願について、ご説明いたします。 総会資料は、12ページです。今月の申請につきましては、4件となっております。 それでは、1番につきまして、ご説明いたします。申請人は、池島町在住の〇〇、所有者は、池島町在住の〇〇他2名でございます。土地の所在は、平松字奥屋敷〇〇番〇 畑、字奥屋敷〇〇番〇 畑、字奥屋敷</p>

<p>議 長</p>	<p>〇〇番〇 畑、字奥屋敷〇〇番 畑、字奥屋敷〇〇番 畑 、5筆の合計面積が1, 711㎡です。申請地につきましては、第3種農地です。現況は宅地で、昭和44年10月1日より建物を建築して宅地として利用しているとのことです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明の1番に関連して、9番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。9番推進委員です。報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地です。申請地の位置ですが、山野公民館から、西に約230mの位置です。現況といたしまして、申請のとおり宅地で、宅地となってから52年程度経っていると認められます。周囲の現況が、東が宅地、西も宅地、南が市道、北が宅地と河川ということで、非農地として認定するやむを得ない理由といたしまして、宅地となってから20年以上経過しており、やむを得ないものと認めます。条件及び特記事項は、ありません。総合意見といたしまして、現地調査員としては、承認意見です。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の、2番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、2番につきまして、ご説明いたします。申請人は、鹿児島市在住の〇〇、所有者も同一でございます。土地の所在は、上名字餅田〇〇番〇 田、1筆の面積が621㎡です。申請地につきましては、第2種農地です。現況は山林で、昭和53年に植林して山林となっているとのことです。こちらは、議案第4号の19番と関連があります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明の2番に関連して、11番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。11番農業委員です。報告いたします。</p> <p>農地区分は、第2種農地です。申請地の位置ですが、黒瀬南北公民館から、北東に約470mの位置です。現況といたしまして、申請のとおり山林で、山林となってから43年程度経っていると認められます。周囲の現況が、東が山林、西がため池、南が原野、北が山林ということで、非農地として認定するやむを得ない理由といたしまして、現況どおり山林となって20年以上経過しており、やむを得ないものと認めます。条件及び特記事項は、ありません。総合意見といたしまして、現地調査員としては、承認意見です。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、3番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、3番につきまして、ご説明いたします。申請人は、平松在住の〇〇、所有者も同一でございます。土地の所在は、平松字飛山〇〇番〇 畑、1筆の面積が167㎡です。申請地につきましては、第3種農地です。現況は宅地で、昭和48年4月15日に住宅を建築して、平成元年に現所有者が贈与を受けて、現在に至っているとのことです。こちらは、議案第2号の1番と関連があります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明の3番に関連して、9番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。9番推進委員です。報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地です。申請地の位置ですが、上水流公民館から、南西に約80mの位置です。現況といたしまして、申請のとおり宅地で、宅地となってから48年程度経っていると認められます。周囲の現況が、東が宅地、西も宅地、南も宅地、北が3条申請地ということで、非農地として認定するやむを得ない理由といたしまして、宅地となってから、20年以上経過しており、やむを得ないものと認めます。条件及び特記事項は、ありません。総合意見といたしまして、現地調査員としては、承認意見です。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、4番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、4番につきまして、ご説明いたします。申請人は、薩摩川内市在住の〇〇。こちらは所有者が亡くなられ、相続人からの申請となります。土地の所在は、平松字大園原〇〇番〇 畑、1筆の面積が354㎡です。申請地につきましては、第3種農地です。現況は宅地で、平成5年頃より隣接地と一体で建物が建築され、現在に至っているとのことです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明の4番に関連して、8番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。8番農業委員です。報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地です。申請地の位置ですが、脇元地区公民館から、北西に約300mの位置です。現況といたしまして、申請のとおり宅地で、宅地となってから役28年程度経っていると認められます。周囲の現況が、東が畑、西も畑、南が宅地、北が市道ということで、非農地として認定するやむを得ない理由といたしまして、宅地となっ</p>

<p>議 長</p>	<p>ら、20年以上経過しており、やむを得ないものと認めます。条件及び特記事項は、ありません。総合意見といたしまして、現地調査員としては、承認意見です。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p> <p>それでは、議案第6号 非農地証明願についての1番から4番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>[質疑・意見なし]</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第6号 非農地証明願についての1番から4番までについて、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>[賛成多数]</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数により、議案第6号 非農地証明願についての1番から4番までについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
<p>————— 議案第7号 —————</p>	
<p>議 長</p>	<p>次に、日程第9 議案第7号、農地あっせん申出(貸付 希望)についてを議題に供します。</p> <p>1番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第7号 農地あっせん申出(貸付 希望)について、ご説明いたします。総会資料は、13ページです。今月の申請につきましては、貸付1件となっております。参考資料につきましては、91ページになりますので、審議の参考としてください。</p> <p>それでは、1番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>内容につきましては、貸付です。申請者は、霧島市溝辺町在住の〇〇、土地の所在が、加治木町小山田字東木迫〇〇番〇 畑、字東木迫〇〇番〇 畑、2筆の合計面積が4,079㎡です。希望貸付期間は、5年から10年で、希望小作料は10a当たり10,000円で、水代は含まれないとのことです。申請地は、以前お茶が植えてありましたが、今月伐根がなされ、きれいに整地されております。</p> <p>以上で、1番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。議案第7号 農地あっせん申出(貸付希望)の1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>

議 長	委 員	[挙 手] 2番農業委員。
議 長	委 員	はい。2番農業委員です。 この農地は、農地あっせんについての経過報告の4ページ42番の売渡希望の〇〇さんの農地と隣り合わせとなっております。お茶畑が伐根され整地されておりますが、かなりの勾配があります。売渡希望の〇〇さんの条件は、農業委員会一任となっておりますが、貸付希望の〇〇さんの条件について詳しく教えてください。
議 長	事務局	事務局。どうですか。 希望小作料は、10a当り1万円で、水代は別となります。売渡希望の〇〇さんも、買い手がいない場合は貸してもよいとのことでした。
議 長	委 員	2番農業委員。よろしいですか
議 長	委 員	はい。わかりました。
議 長	委 員	[挙 手] 3番推進委員。
議 長	委 員	はい。3番推進委員です。 申出のある農地を借りたいという方がいましたが、飼料畑で1万円は高いと言われております。水代も払わないといけないので。小作料についても、委員が調整してもいいのですか。
議 長	事務局	事務局。お願いします。 その地区で小作料は違いますので、地元の農業委員、農地利用最適化推進委員で、小作料を交渉してください。
議 長	委 員	[挙 手] 12番農業委員。
	委 員	はい。12番農業委員です。 貸付希望者の〇〇さんは、溝辺町の麓ですから基盤整備した畑であれば1万円、水代が3,600円ということをご認識されております。私の所は、水代を含めて12,000円であります。1万円と言うのは、本

議 長	<p>人の希望であって、農業委員等が交渉する必要があります。本人の希望価格のままで、交渉することではないと思います。</p> <p>小作料につきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員により、交渉していただきます。</p> <p>ほかに質疑はありませんか。</p>
	委 員 「質疑・意見なし」
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第7号 農地あっせん申出(貸付 希望)の1番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	委 員 [賛成多数]
議 長	<p>賛成多数により、議案第7号 農地あっせん申出(貸付 希望)の1番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。</p> <p>次に、ただいま承認された議案7号のあっせん申出に係る地区あっせん委員の選出について協議していただきます。</p> <p>地区委員の方々から選出していただきたいと思います 自薦他薦いずれでもよろしいです。</p>
	委 員 「意見なし」
議 長	<p>いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。</p> <p>議案第7号 農地あっせん申出(貸付 希望)についての、</p> <p>1番については、4番推進委員に、</p> <p>お願いしたいと思います。</p>
	委 員 「はい」
議 長	<p>それでは、担当になられた委員の方は、よろしく願いいたします。</p>
	<p>————— 議案第8号 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第10 議案第8号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についてを議題に供します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>はい。それでは、議案第8号 農地中間管理事業にかかる農用地利用</p>

	<p>集積計画（貸借）の意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>本案件につきましては、議案第1号の、農用地利用集積計画（貸借）と同様ではございますが、農地中間管理事業により集積されたもので、借主が中間管理機構ですので、別議案として、上程いたしております。</p> <p>なお、資料26ページの164番が18番農業委員、165番から169番が19番農業委員にかかる案件となっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、議事に参加できませんので、審議の際はご退席願います。</p> <p>それでは、総会資料の14ページを、お開きください。まず、今回の始期を令和3年12月1日として設定する募集期分について審議していただきます。まず、利用権を設定する再配分予定者の氏名、または、名称につきましては、16ページからの各筆明細に記載してありますので、ご確認をお願いします。利用権設定を受ける者の氏名または名称については、公益財団法人鹿児島県地域振興公社理事長 満菌 秀彦 です。本案件は、利用権設定開始日令和3年12月1日として、本市で配分計画案を作成。次に機構が配分計画を策定し、県に認可申請を行い、当該申請に基づいて県が配分計画を認可した後に、本市農業委員会の決定を受け、市が公告することで効力が発生します。総会資料の15ページの借換区分別集計表をご覧ください。今回、中間管理機構を借主として、利用権の設定をしようとする者は、新規で84件、AtoAで37件、載せ替えで48件の全体で169件。面積は、194,773㎡です。設定する権利別は、使用貸借が30件、賃貸借が139件となっております。期間別は、6年が3件、9年4カ月が2件、10年が164件となっております。</p> <p>今回の設定地域は、大字別で、上名地区、下名地区、大山地区、蒲生町下久徳地区、蒲生町米丸地区、蒲生町北地区の6地区となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議の方よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、利用権設定開始日 令和3年12月1日 各筆1番から163番までについて、一括して質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、質疑のある委員は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑・意見なし」</p> <p>それでは、お諮りいたします。議案第8号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日 令和3年12月1日 各筆1番から163番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>[賛成多数]</p> <p>賛成多数により、議案第8号 農地中間管理事業にかかる農用地利用</p>
議 長	
委 員	
議 長	
委 員	
議 長	

	<p>集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日 令和3年12月1日 各筆1番から163番までについて、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>なお、議案第8号 164番から169番までについては、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。</p> <p>164番の関係者、18番農業委員の退席をお願いします。</p>
議 長	<p>委員 (18番農業委員退席)</p> <p>それでは、164番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>委員 「質疑・意見なし」</p> <p>それではお諮りします。議案第8号 164番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>委員 [賛成多数]</p> <p>賛成多数により、議案第8号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日 令和3年12月1日 164番について、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>18番農業委員は着席してください。</p>
議 長	<p>委員 (18番農業委員着席)</p> <p>次の165番から169番までにつきましては、議事参与制限に、私がか関係しておりますので、会長職務代理者の18番農業委員に議長を交代いたします。</p>
	<p>委員 (会長 退席)</p> <p>委員 (会長職務代理者 議長席に着席)</p>
議 長 (会長職務代理者)	<p>それでは、165番から169番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
議 長 (会長職務代理者)	<p>委員 「質疑・意見なし」</p> <p>それでは、お諮りいたします。議案第8号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日 令和3年12月1日 165番から169番までについて、原案の</p>

<p>委員</p> <p>議長 (会長職務代理者)</p>	<p>とおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>[賛成多数]</p> <p>賛成多数により、議案第8号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日 令和3年12月1日 165番から169番までについて、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>このあとは、会長に議長をお返しします。</p>
<p>委員</p>	<p>(会長職務代理者 議長席から退席)</p>
<p>委員</p>	<p>(会長 議長席に着席)</p>
<p>————— 農地あっせんの経過報告 —————</p>	
<p>議長</p>	<p>次に日程第11、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。まず、事務局からの報告をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、農地あっせんの経過報告をいたします。</p> <p>3ページの26番の借受希望の〇〇さんですが、今月の議案第8号で中間管理事業の設定がなされ、現在の借地面積が51,676㎡となり、当初の借受希望の5haを達成しますが、あと3ha規模拡大したいとのことでしたので、継続とします。</p> <p>4ページの38番の売渡希望の〇〇さんですが、希望譲渡価格は、農業委員会に一任とのことでしたが、最低価格が10a当り60万円としてくださいとのことでした。貸付はしたくないので、売渡でお願いしますとのことでした。</p> <p>4ページの42番の売渡希望の〇〇さんですが、今月の議案第7号のあっせん申出者〇〇さんと隣接地で、両方ともお茶が植えてありましたが、今月どちらも伐根されてきれいな状態に整地されていますので、こちらも買手がつかない場合は、貸付でもよいとのことでした。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>委員の皆さんから、何か報告等ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>[挙手]</p>
<p>議長</p>	<p>12番農業委員。</p>
<p>委員</p>	<p>はい。15番農業委員です。</p> <p>農地あっせん経過報告の4ページの43番売渡希望の〇〇さんです</p>

		が、本人は入院されていますので、娘さんと話をしておりますが、売渡は厳しい現状を伝えたと、貸付でもよいとのことでしたので、売渡を取り下げて、貸付に変更しております。4筆のうち2筆は、利用権を設定しております。残りの2筆も利用権を設定するところであり、以上です。
議 長		ほかに、何かありませんか。
	委 員	[質問・意見なし]
議 長		ないようでしたら、この案件は報告ですので、これで終わります。
————— 農用地利用集積計画（貸借）合意解約 —————		
議 長		次に日程第12、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約の報告をいたします。11月は4件が提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約11月分を、後ほどご確認ください。 以上で、報告を終わります。
議 長		ただ今の事務局説明について、質疑のある方はございませんか。
	委 員	「質問・意見なし」
議 長		ないようですので、それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。
————— その他 —————		
議 長		次に日程第13、その他でございますが、委員の方から何かございませんか。
	委 員	[挙 手]
議 長		10番農業委員。
	委 員	はい。10番農業委員です。 農業者年金・農業新聞購読加入推進グループから、ご報告いたします。始良市農業委員会では、農業委員については2部、推進委員について

議 長	<p>は1部の購読推進を目標に活動してきたわけですが、今年度については、委員31名中18名の方から、申込書の提出をいただきました。ありがとうございました。集計結果や県内における順位等については、県農業会議からお知らせがきましたら、改めてご報告いたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ほかに、何かありませんか。</p>
委 員	<p>[挙 手]</p>
議 長	<p>8番推進委員。</p>
委 員	<p>はい。8番推進委員です。</p>
議 長	<p>議案第5号の1番の農地の利用目的変更願で、田んぼを畑に変更して、樹園地にするという件ですが、畑に樹木を植える場合は、利用目的変更願を申請してから樹木を植えることになりますか。</p>
議 長	<p>事務局。どうですか。</p>
事務局	<p>お答えします。畑の場合は、利用目的変更の必要はありません。</p>
議 長	<p>8番推進委員。よろしいですか。</p>
委 員	<p>それでは、田んぼの場合だけということでしょうか。</p>
議 長	<p>事務局。お願いします。</p>
事務局	<p>田んぼに果樹を植えるということでお答えします。田んぼに土を入れる場合、形状が変わりますので利用目的変更が必要です。田んぼに土を入れない場合も、水を使わなくなりますので、利用目的変更が必要です。</p>
議 長	<p>8番推進委員。どうですか。</p>
委 員	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>ほかに何かありませんか。</p>
委 員	<p>[発言なし]</p>
議 長	<p>ないようですので、以上で、本日の議案の審議並びに、報告事項は全て終了しました。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>

事務局	ありません。
議長	ほかにありませんか。
	それでは、以上をもちまして、令和3年度 第8回 始良市農業委員会総会を閉会いたします。
	〔閉会〕
事務局長	姿勢を正してください。
	一同礼。

議事録署名委員

署名委員 _____

署名委員 _____